

令和6年度青森県看護補助者処遇改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、看護補助者の処遇の改善を図るため、第2に掲げる補助事業者が「看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年1月11日付け医政発 0111 第1号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）」及び「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け厚生労働省発医政 0329 第45号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）」に基づき実施する看護補助者の処遇を改善する事業（以下「青森県看護補助者処遇改善事業」という。）に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、令和6年度青森県看護補助者処遇改善事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2 補助事業者は、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別表1に定める診療報酬のいずれかを算定し、かつ実施要綱に基づき令和6年2月末までに県に対して「看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始（予定）の報告」を提出している医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2第1欄のとおりとし、補助金の額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- (1) 別表2の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第5 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行

う場合には、第4に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる青森県看護補助者処遇改善事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 関係書類については、次のとおり取り扱わなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(第4号様式)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金請求書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。ただし、補助事業者が地方公共団体である場合は、その提出を要しない。

(実績報告)

第9 補助事業者は、事業完了(廃止)実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して10日を経過した日(第6の(3)により事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から10日を経過した日)又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 10 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

附 則

この要綱は令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

別表 1

【病 院】

A101 療養病棟入院基本料	
A306 特殊疾患入院医療管理料	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	
A309 特殊疾患病棟入院料	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	
A312 精神療養病棟入院料	
A314 認知症治療病棟入院料	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	
A207-3 急性期看護補助体制加算	
	25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）
	25 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割未満）
	50 対 1 急性期看護補助体制加算
	75 対 1 急性期看護補助体制加算
A211 特殊疾患入院施設管理加算	
A214 看護補助加算	
	看護補助加算 1
	看護補助加算 2
	看護補助加算 3
A106 障害者施設等入院基本料の「注 9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制 充実加算	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に規定する看護補助者配置加算又は看護 補助体制充実加算	

【有床診療所】

A109 有床診療所療養病床入院基本料	
A108 有床診療所入院基本料の「注 6」に規定する看護補助配置加算	
	看護補助配置加算 1
	看護補助配置加算 2

別表 2

1 対象経費	2 基準額
<p>賃金改善実施期間において、実際に当該医療機関の看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた額</p> <p>※「看護補助者処遇改善事業に係る賃金改善開始（予定）の報告」に基づかない定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料（診察報酬）及び他の補助金を財源として賃金改善を行った部分については除く。</p>	<p>別表 1 に掲げる診療報酬を算定する病棟ごとに次の（1）と（2）を比較していずれか低い方の人数×4（令和 6 年 2 月から 5 月までの賃金改善実施期間（以下「賃金改善実施期間」という。）の月数）×6,990円（6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）として算定した額を合計した額</p> <p>（1）賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値</p> <p>（2）賃金改善実施期間において、別表 1 に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p>